

# させぼ 農業委員会だより

No.23 2021年1月発行 ●編集・発行元／佐世保市農業委員会 〒857-8585 佐世保市八幡町1番10号 TEL0956-24-1111  
佐世保市ホームページ：<https://www.city.sasebo.lg.jp/>



写真／西海みかんと針尾無線塔（針尾中町）

## 主な内容

- ◎新年のごあいさつ
- ◎農業委員、推進委員の紹介
- ◎農業者年金

- ◎令和元年度意見書
- ◎農家紹介
- ◎農業委員会からのお知らせ



発行日 毎週金曜日  
購読料 1ヶ月 700円  
申込 農業委員会事務局または地区の  
農業委員、推進委員へ

## 全国農業新聞を読んでもみませんか！！

農家の経営とくらしに役立つ情報（週刊新聞）をお届けします。

- ① 解説に力点をおいた企画編集とニュース報道！
- ② 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに！
- ③ 実務情報と経営者マインドで経営に役立つ！
- ④ 読者の心に訴え、ともに考える！
- ⑤ 老若男女が楽しく読める！



新年のごあいさつ

佐世保市農業委員会

会長 八並 秀敏



新年明けましておめでとうございます。農家の皆様におかれましては、ご家族お揃いで、新春をお迎えのことと衷心よりお慶び申し上げます。

昨年、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出自粛、イベント等の中止及び小中学校の臨時休校に

よる学校給食の休止等により、農畜産物の消費機会が例年に比べて著しく失われました。また、7月豪雨、台風9号及び10号などの自然災害に伴い、農業用施設の損壊又は塩害等により、農畜産物の生産に影響が生じました。これらにより被害や損害を受けられた皆様におかれましては、ご心配やご苦労も多かったこととお察し申し上げます。

年頭のごあいさつ

佐世保市長 朝長 則男



明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

農業委員会の皆様におかれましては、農地等の利用の最適化推進および遊休農地の解消に向けた取り組みなど、本市の農業振興に幅広くご尽

力をお願いしておりますことに、厚くお礼を申し上げます。昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大し、国内でも緊急事態宣言が発令されるなど、本市においても大きな影響がありました。国県の施策とともに、本市におきましても農業関係では「農業者経営持続給付金」や「農水産物消費拡大キャンペーン事業」、「肉用牛繁殖経営支援・酪農経営支援事業」といった支援策を実施いたしました。

また、7月豪雨や台風9号、10号により自然災害が発生し、地すべりや停電など市民の皆様の生活への影響、農業用施設や農畜産物の生産へ

「農業・農村基本計画」を指針として「農業の持続的な発展に関する施策」などの政策を展開することを令和2年3月に閣議決定しました。この施策では「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保」や「担い手への農地集積・集約化と農地の確保」などの目標が掲げられました。この目標の達成のためには、各地域の人と農地の問題を解決していくため、地域の農業者と、自治体、農業委員会及び農協などが一体となつて「人・農地プラン」の実質化の推進に取り組むことが重要だと位置づけられています。

私ども農業委員会は、昨年7月に改選を迎え、新たに第24期農業委員会がスタートしました。引き続き、地域に根差した活動を通じて農地等の利用の最適化の推進に努め、国が進める上記の取り組みなどに貢献できるよう尽力し、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局が一丸となつて農業に関わる課題を解決できるよう取り組んでまいり所存です。最後になりましたが、皆様方にとりまして、今年が幸福に満ちた年でありますことを心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶に代えさせていただきます。

このような中、国は新たな「食料・

の被害が生じました。全国各地で甚大な被害をもたらす自然災害が発生する中、本市におきましては佐世保市地域防災計画を策定しており、引き続き、災害の未然防止、災害の軽減および災害復興のための諸施策を推進してまいります。

近年、農業を取り巻く環境は、農業後継者不足および海外の安価な農産物の輸入による影響など、依然として多くの問題を抱えています。そのような状況の中、昨年7月には、第24期農業委員を任命させていただきました。農地利用最適化推進委員

については農業委員会より委嘱され、農業委員会は新しい体制でスタート

されました。委員会の皆様におかれましては、農地に係わる許認可業務に加え、さまざまな課題に対する取り組みについて農業者の代表者として、今後ますますご活躍されますことを心からご期待申し上げます。

本市としましても、引き続き農業委員会と協力し、農業施策を進めてまいりたいと考えておりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びになります。本年が皆様方にとりまして、実りの多い一年になりますことを心から祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。



# 令和元年度 市長への意見

農業委員会は、令和元年11月21日に朝長市長に対し意見を提出し、その回答を令和2年3月27日に受理しました。(詳細はHP参照)

## ① 有害鳥獣被害対策

【意見】

- ① 防護柵の要件緩和について
- ② 捕獲対策の強化について

【回答要旨】

① 国の事業を活用し、整備した防護柵については、その事業の要件上、同じ場所において、二重に設置することは出来ません。現在、試験的に鹿用捕獲わなの導入を図っております。

② 市や県等の「わな免許取得の助成」などもあり、有害鳥獣捕獲従事者は増加しています。また、江迎地区や黒島地区では、わな免許所持者の指示のもと、捕獲作業の補助作業が行える制度を活用した「捕獲隊」があり、農作物被害防止対策が講じられています。

## ② 担い手の育成確保対策について

【意見】

① Uターンや定年後に就農を希望する者などに対する技術習得や経営相談等の支援体制強化

② 「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払制度」等の事務処理を一括して行う受託組織等の仕組み作り

③ 経営規模拡大など、認定を受けた際の経営改善計画の達成に向け、必要な指導・支援等

【回答要旨】

① 年齢要件等で国の支援制度を受けることができない方々を対象に、本市独自に給付金事業、農機具等補助事業を展開しております。支援体制の充実には、県北振興局・JA等関係機関で構成する県北地域就農支援センターを核として、随時就農相談を行っており、資金・農地取得等、スムーズな就農と営農定着が図られるよう努めております。

② 「中山間地域等直接支払制度」と「多面的機能支払制度」の両方を取り組んでいる地域(集落)に対して、土地改良区への事務委託を行えるよう、協議を開始している段階でございます。

③ 経営改善計画の有効期間満了年(5年目)を迎える認定農業者に対しては、その経営のさらなる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と検証を行い、的確な指導・助言と新たな計画の作成指導を行うて参ります。また、必要であれば中間年(3年目)にも同様の検証を行って参りたいと考えております。

## ③ 農業生産基盤(農道、水路)の整備等について

【意見】

① 被害発生時の迅速な対応。原材料の支給量について柔軟に配慮し、営農環境のさらなる向上。

② 土砂等の埋立時、市の指導要綱による審査を避ける目的で面積を抑え、急斜面の法面となる場合があり、災害の発生が懸念される。指導要綱の適用範囲を考慮していただきたい。

【回答要旨】

① 規模が大きい災害は国からの補助金をいただき復旧しており、農道や水路への崩土撤去などの小規模な災害については、市の単独予算により営農の支障にならないよう早急な対応をしております。原材料の支給については、限られた予算の中でご要望があった地区へ公平に対応しております。なお、令和2年度より、水路用蓋などを支給の対象としており、地域の皆様の要望に広く対応してまいります。

② 要綱施行までには、市関係部局で協議を重ね、市条例や関係法令及び他都市の事例等を基に、適用範囲となる土地の区域の面積を3,000㎡以上と定めております。面積の問題が生じているか、状況を把握したうえで、見直し等について研究してまいります。

## ④ 国土調査(地籍調査)の早期実施について

【意見】

農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域の地籍調査をお願いいたします。特に担い手への農地集積を図るためにも農地集積につながる地域を先行して調査を実施していただきたく要望いたします。

【回答要旨】

国は、緊急性の高い地域を重点的に支援し、都市開発や社会資本整備、災害対策、森林施業・保全につながる政策効果の高い地域を優先地域とすることで方針を示しております。引き続き市中心部からの実施を基本としつつ、新たに都市周辺部にも着手することで計画しております。今後、段階的に調査規模の拡大推進を図りながら、公共事業との連携や都市周辺部等においても地域の実情を考慮しながら事業の推進を図りたいと考えております。





# 第24期 農業委員会 農業委員のご紹介

(任期：令和2年7月20日～令和5年7月19日)

<p>三川内地区</p>  <p>農家の皆さんのために 努力します。</p> <p><b>中里 政義</b></p>	<p>宮地区</p>  <p>地域農業活性化に貢献 できるよう頑張ります。</p> <p><b>阿波 茂敏</b></p>	<p>江上地区</p>  <p>遊休農地が増加しない よう、利用権設定の推 進に努めます。</p> <p><b>川上 宗康</b></p>	<p>針尾地区</p>  <p>農業委員として法に沿 った活動で農業発展に 努めたい。</p> <p><b>有馬 秀志</b></p>
<p>柚木地区</p>  <p>新人です。よろしくお 願いします。頑張ります。</p> <p><b>小川 憲市</b></p>	<p>佐世保地区</p>  <p>今期も3年間頑張ります。 よろしくお願ひし ます。</p> <p><b>川口 勇二</b></p>	<p>日宇地区</p>  <p>青年農業者の育成と荒 廃農地の発生防止に努 めます。</p> <p><b>浦 清一</b></p>	<p>早岐地区&lt;会長&gt;</p>  <p>佐世保市の農業振興に 努めます。</p> <p><b>八並 秀敏</b></p>
<p>相浦、九十九地区</p>  <p>45年の農業経験を活 かして頑張ります。</p> <p><b>伊賀崎 典正</b></p>	<p>中里地区</p>  <p>みなさんのために頑張 ります。</p> <p><b>近藤 誠</b></p>	<p>皆瀬地区</p>  <p>地域のお役に立てるよ う頑張ります。</p> <p><b>辻 茂樹</b></p>	<p>大野地区</p>  <p>農業者の代表として誇 りと責任ある行動に努 めます。</p> <p><b>牟田 昇</b></p>
<p>小佐々地区</p>  <p>農業振興、遊休農地の 解消・発生防止に努力 致します。</p> <p><b>赤木 行秀</b></p>	<p>宇久地区</p>  <p>第3期目の農業委員と しての活動を頑張ります。</p> <p><b>西尾 政喜</b></p>	<p>世知原地区</p>  <p>農業者の代表として皆 様の意見を聞き、農地 最適化を推進します。</p> <p><b>田中 広昭</b></p>	<p>吉井地区</p>  <p>農地の荒廃防止対策に ついて重点的に取り組 みます。</p> <p><b>水口 一男</b></p>
<p>皆瀬地区</p>  <p>中立委員として、地域 の皆様役に立てるよ う努めます。</p> <p><b>大宅 和子</b></p>	<p>鹿町地区</p>  <p>3期目になります。耕 作放棄地の解消に努 めます。</p> <p><b>内野 正実</b></p>	<p>江迎地区&lt;副会長&gt;</p>  <p>中山間地農業の崩壊を 何としても防がねばな らない。</p> <p><b>松永 信義</b></p>	



## 第24期農業委員会 推進委員のご紹介

(任期：令和2年7月27日～令和5年7月19日)

<p>三川内地区</p>  <p>地元農業の将来像を見据えた、地域に根差した活動を行います。</p> <p><b>迎 篤之</b></p>	<p>宮地区</p>  <p>地域農業発展のために努力します。</p> <p><b>坂口 要</b></p>	<p>江上地区</p>  <p>地域の農業が活性化するように、取り組んで参ります。</p> <p><b>北村 憲治</b></p>	<p>針尾地区</p>  <p>今回2期目の最適化推進委員をします。お役に立つよう頑張ります。</p> <p><b>原 和文</b></p>		
<p>柚木地区</p>  <p>遊休農地減少のため、地域集落が協力できるよう頑張ります。</p> <p><b>宮崎 敦</b></p>	<p>佐世保地区</p>  <p>地域、農家の皆様のお役に立てるよう頑張ります。</p> <p><b>松永 豊吉</b></p>	<p>日宇地区</p>  <p>推進委員として、農地を守るために頑張ります。</p> <p><b>磯本 安男</b></p>	<p>早岐地区</p>  <p>今後、地域をどの様に維持していくか、共に考えましょう。</p> <p><b>久野 利幸</b></p>		
<p>相浦、九十九地区</p>  <p>3期目です。地域のために頑張ります。</p> <p><b>富川 利光</b></p>	<p>中里地区</p>  <p>今期も地域のために頑張ります。宜しくお願います。</p> <p><b>永田 富士夫</b></p>	<p>皆瀬地区</p>  <p>地域の皆様と共に、農地等に関する諸問題に取り組みます。</p> <p><b>山口 良行</b></p>	<p>大野地区</p>  <p>一年生ですが、地域農地を守る為努力します。</p> <p><b>村田 司</b></p>		
<p>小佐々地区</p>  <p>遊休農地発生防止、解消のため、積極的に活動していきたいです。</p> <p><b>松田 眞</b></p>	<p>宇久地区</p>  <p>推進委員として、地域のお役に立てるよう頑張ります。</p> <p><b>畠中 辰秀</b></p>	<p>世知原地区</p>  <p>推進委員として、皆さんのお役に立てるよう頑張ります。</p> <p><b>尾崎 修平</b></p>	<p>吉井地区</p>  <p>地域の農業体制の構築と農地集約による利用促進に努めます。</p> <p><b>末永 広幸</b></p>		
<p>退任された委員、推進委員のご紹介</p> <p>令和2年7月19日をもって、次の方々が退任されました。長い間お疲れ様でした。(敬称略)</p> <p>長谷川清美    小川徳衛    井手源一郎                  近藤 博      岩佐 孝      菅 徳雄                  山口英男</p>				<p>鹿町地区</p>  <p>地域の推進委員として、誠心誠意努めていきます。</p> <p><b>松田 庄二</b></p>	<p>江迎地区</p>  <p>後継者不足等により増加する耕作放棄地の解消に努めます。</p> <p><b>小川 憲人</b></p>



～法人化を目指して～

針尾地区

針尾東町の羽田忠儀さんはご実家が農家ということもあり、子供の頃から農作業のお手伝いをされていたそうです。長男の忠儀さんは、お手伝いに対して兄弟のなかで一番消極的だったそうですが、県立農業大学校をご卒業後に就農され、現在はお祖父さん、ご両親と共に、ミカン180<sup>kg</sup>、ハウスキュウリ40<sup>kg</sup>、水稲30<sup>kg</sup>、露地野菜20<sup>kg</sup>を生産されています。

ハウスキュウリを生産する前はトマトを生産されていたそうですが、その時に病気が流行し、その対策に大変苦労されたそうです。病気になったトマトを根から抜いたり、品種を替えたりして工夫されたそうですが、根治に至らず、代わりにハウスキュウリを生産することを決断されました。今では、ハウスキュウリが一番利益が出る作物に育ってくれたと、大変喜んでいらつしやいました。

農作業をしていない時も、どうやったら効率よく作業ができるか考えたり、いつも天気予報が気になってしまうとのこと



「今後は、農業経営を法人化して農業従事者を増やしたい。」と、抱負を語っていただきました。今後のご活躍が大変楽しみです。

この度は、農作業中にお時間を割いて取材を受けていただき、ありがとうございました。  
(原和文委員取材)

～経営拡大する若き繁殖和牛農家～

皆瀬地区

今回は、皆瀬地区で、和牛の繁殖農家を営む、久原洋行さん(36歳)をご紹介します。

久原さんは、当初佐世保市内でサービスマンに従事されていましたが、平成20年に父親から経営を引き継ぎ、就農されました。就農当時8頭だった母牛も、取材当時は23頭に増え、子牛14頭、水稲80<sup>kg</sup>、飼料作物210<sup>kg</sup>含めほぼ一人で経営されています。

農家として力を入れてきたことは、受胎率を上げつつ、出産時などの死亡事故を減らすこと。幼少時から両親が働く姿は見ていらつしやいましたが、見るとやるのは大違いで、休みがなく、大変なことも少なくありません。

新型コロナウイルスの影響で一時期は子牛の価格も下がりましたが、現在は元に戻ってきているとのこと



今回の抱負については、頭数を増やし、経営を拡大させたいと語っていただきました。お忙しい時は、父親にも手伝ってもらっているそうですが、取材時も優しく見守っていらつしやった父の勇夫さんの姿が印象的でした。

取材当日は、台風被害も残り、大変お忙しい中対応していただきありがとうございます。

今後も久原さんが、地域の中でも大いに活躍されることを期待いたします。  
(辻茂樹委員取材)



～ハウスビワを引き継いで～

江迎地区

今回は、江迎地区の朝永大貴さん(24歳)をご紹介します。朝永さんは、高校で福祉を学ばれ、介護福祉士やケアマネージャーを志しておられました。しかし、農業経営を引き継ぐこととなり、高校卒業後、長崎県立農業大学の果樹学科へ進学されました。

現在、ハウスビワ27畝、繁殖牛5頭、水稲70畝、飼料作物30畝を営農されており、就農4年目になります。

農家として心掛けていることは、祖父から学んだことをベースに、人から聞いたことなどをアレンジすることだそうです。

長年の経験を積んだ祖父には、授業では習わない、農家としての着眼点があります。農家としての勘がまだ働かないため、早く身に着けていきたいそうです。

また、農業青年クラブ、通称佐世保4日に所属され、市内の若手農業者との交流を深めていらっしゃいます。日本一のみかんを作っていたり、気合が入った仲間との交流は大変刺激になるそうです。

農業をして大変だったことは、台風によるハウス被害等もあります。想定外だったの

は、新型コロナで百貨店が閉まり、化粧箱でのビワの注文が0になったことです。

しかし、ふるさと納税の返礼品として選んでくださった方々のおかげで、助かったそうです。今後の抱負は、面積規模は現状維持としつつも、反収を上げ、繁殖牛も2倍に増頭したいと意気込みを語ってくださいました。

今回は、ヘリ防除など大変お忙しい中、取材にご協力いただきました。今後益々のご活躍を祈念しております。

(松田眞委員取材)



しっかり積立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を  
☆あなたの老後生活への備えは十分ですか？  
☆年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。  
☆老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

一人ひとりの農業者を応援する農業者年金に加入しましょう!!  
安心して入れるメリットの大きい年金です。

- 少子高齢化時代を先取りした積立方式の年金です。
- 保険料は自分で選べ、いつでも見直してできます。
- 公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。
- 終身年金です。仮に80歳前に亡くなられた場合でも80歳までの分は保証付きです。
- 認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります。

保険料は全額  
社会保険料控除の対象に!!

① 国民年金の第1号被保険者で  
② 年間60日以上農業に従事する  
③ 60歳未満の方なら  
どなたでも加入できます。

若いうちはコツコツと、  
年をとってからも遅くない  
いつからでも始められる農業者年金です。  
女性の加入者が増えています。

お問い合わせは、農業委員会事務局、または地区の農業委員、推進委員へお気軽にお尋ねください。  
※農業者年金のことをもっと知りたい方は、農業者年金基金のホームページをご覧ください。  
【農業者年金基金ホームページ：<https://www.nounen.go.jp/>】



農業者年金への加入を後継者に勧めた

長畑町 古達 春好さん・幸一郎さん

長畑町の古達春好さんの農業歴は約50年。現在は奥さんと息子さんご夫婦と共に、みかん200<sup>kg</sup>、水稲80<sup>kg</sup>、カボチャ80<sup>kg</sup>、冬瓜と大根3<sup>kg</sup>を生産されています。

春好さんが農業者年金に加入したきっかけは、農協と地区担当農業委員の勧めがあったことだったそうです。「若い頃は年金のメリットについて考えたことはなかったけれど、地域の先輩の受給が始まったと聞くと、将来に不安を感じた。」と話してくださいました。

ただ、春好さんは保険料の納付期間が短く、受給額が多くないとのこと。そこで、もっと早く加入すればよかったとお気持ちから、農業歴約10年の後継者である幸一郎さんに加入をお勧めになり、幸一郎さんも加入を決意されたそうです。

また、家族経営協定の締結手続きを同時に進められ、

「農業者年金の保険料助成（国庫補助）を受けられ、感謝しています。」と、喜んでいらっしゃいました。

今後は「病害虫防除を徹底しながら、規模拡大したい。」と力強く話してくださいました。

この度は、お忙しいなか取材にご対応いただき、ありがとうございました。

(久野利幸委員取材)



家族経営協定をご存知ですか？

魅力的な農業経営は家族内の話し合いから

経営方針などを家族間で十分に話し合い、取り決めるものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなで作る共同経営（パートナーシップ経営）を確立する大変有効な手段です。

それぞれ農業経営の状況などに応じて家族間のルールづくりを行い、①個人の意欲的な経営参画など経営内の「個」の確立、②経営方針の明確化など経営の近代化、③経営の永続性の確保という3つの要素を備えた家族農業経営を実現しましょう。

家族経営協定がめざすもの



① 経営内の「個」の確立

- 個人の立場の尊重
- 世帯員個々の意欲と責任ある経営参画

② 経営の近代化

- 家計と経営の分離
- 役割の明確化
- 生産・販売にかかわる経営方針の明確化

③ 経営の永続性の確保

- 農業後継者の地位の安定
- 経営資産の細分化防止

【制度上のメリット】

○ 認定農業者の共同申請

農業経営への参画が明確にされている家族経営協定が結ばれていること等を要件に、夫婦や親子での認定農業者の共同申請が認められます。

○ 農業者年金の保険料助成（国庫補助）

青色申告をしている認定農業者等と家族経営協定を締結している場合、配偶者や後継者に対しては基本保険料（20,000円）のうち一定割合の国庫補助があります。



# 「農地中間管理事業」を活用しましょう!

※農地中間管理事業とは、農地を貸したい農家（出し手）から農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農地の集積・集約化を進めるための事業で、農地の中間的受け皿として農地中間管理機構が設立されています。

## 出し手

- ・農業を引退したい
- ・経営面積を減らしたい
- ・貸したいが受け手が見つからない

## 受け手

- ・経営規模を拡大したい
- ・分散した農地をまとめたい
- ・新規に農業を始めたい

## 農地中間管理機構（長崎県農業振興公社）

- ・出し手と受け手の希望がマッチングしたもから、契約手続きを行っていきます。
- ・受け手がまとまった農地で営農ができるようにします。

## 出し手のメリット

- ◆ 次の受け手を機構が探します。  
借り手側の都合で耕作できなくなった農地の次の受け手を最長3年間探します。
- ◆ 地代は機構を通して支払われますので、未納の心配がありません。
- ◆ 貸付後の利用状況は市が毎年確認しますので、不適切に利用される心配はありません。
- ◆ 要件を満たせば農地に課税される税金が安くなります。

## 受け手のメリット

- ◆ 公募に応募すれば、農地情報を提供してもらえるので、経営規模を拡大したり、分散した農地をまとめたりすることが容易になります。
- ◆ 希望すれば利用条件整備の負担金を機構が立て替えることができる場合があります。
- ◆ 新規に農業を始めたいとき、農地を簡単な手続きで借りることができます。
- ◆ 賃料の納付先が機構にまとまるので振込手数料が節約できます。

## 両者のメリット

- ◆ 草刈保険付き契約  
農地の受け手が病気や怪我などで耕作できなくなった場合、機構が草刈など農地を荒らさない管理（中間管理）を、経費は機構持ち（国・県が全額負担）で最長3年間行います。公的機関の仲介なので安心して農地を貸すことができます。

### 【問い合わせ先】

佐世保市農業畜産課

TEL 代表 0956-24-1111

内線：3039

直通 0956-25-9246

担当：久野、萩尾、福本



## みんなで集落の将来について話し合きましょう！

農村では高齢化、後継者不足など課題が多い中で、今後、誰がどの農地を担うのか決める必要があります。そのために、農業者自ら話し合いにより地域農業の将来を決めることが人・農地プランです。人・農地プランで決めることは、第一に地域農業の中心となる担い手（認定農業者等）を確保すること、第二に将来の農地の出し手、受け手の確認をすること、最後に将来の地域農業の集落ビジョンを作りあげます。



地域の話し合い準備



地域での話し合い



人・農地プラン作成・合意

アンケートを集計し、地図を使い集落現状把握と今後の意向確認をします。

5年から10年後の地域農業の方針、農地を担う担い手に関する方針を話し合いにより決めます。

話し合いを踏まえて、人・農地プラン原案を作成し、集落の皆さんと合意して完成させます。

話し合いをして集落ビジョンを作っていない集落では、各種事業に取り組みたい時に支援を受けられない可能性があります。たとえば・・・

- ① 農業機械を購入したい、牛舎やハウスを建設したい時に補助が欲しい場合。
- ② 新規就農者への給付金や資金が必要な場合。
- ③ 運転資金として低利のスーパーL資金を借りたい時などです。

佐世保市役所 農林水産部 農業畜産課

TEL 0956-24-1111 (内線3032)

佐世保市役所 農業委員会 事務局

TEL 0956-24-1111 (内線3064)

農業企画課・南部地域普及課・北部地域普及課

TEL 0956-41-2033



# 遊休農地への対応について（農地利用状況調査及び意向調査）

## 農地利用状況調査とは

農地法に基づき毎年1回、管内の全農地の利用状況を確認・把握する調査です。

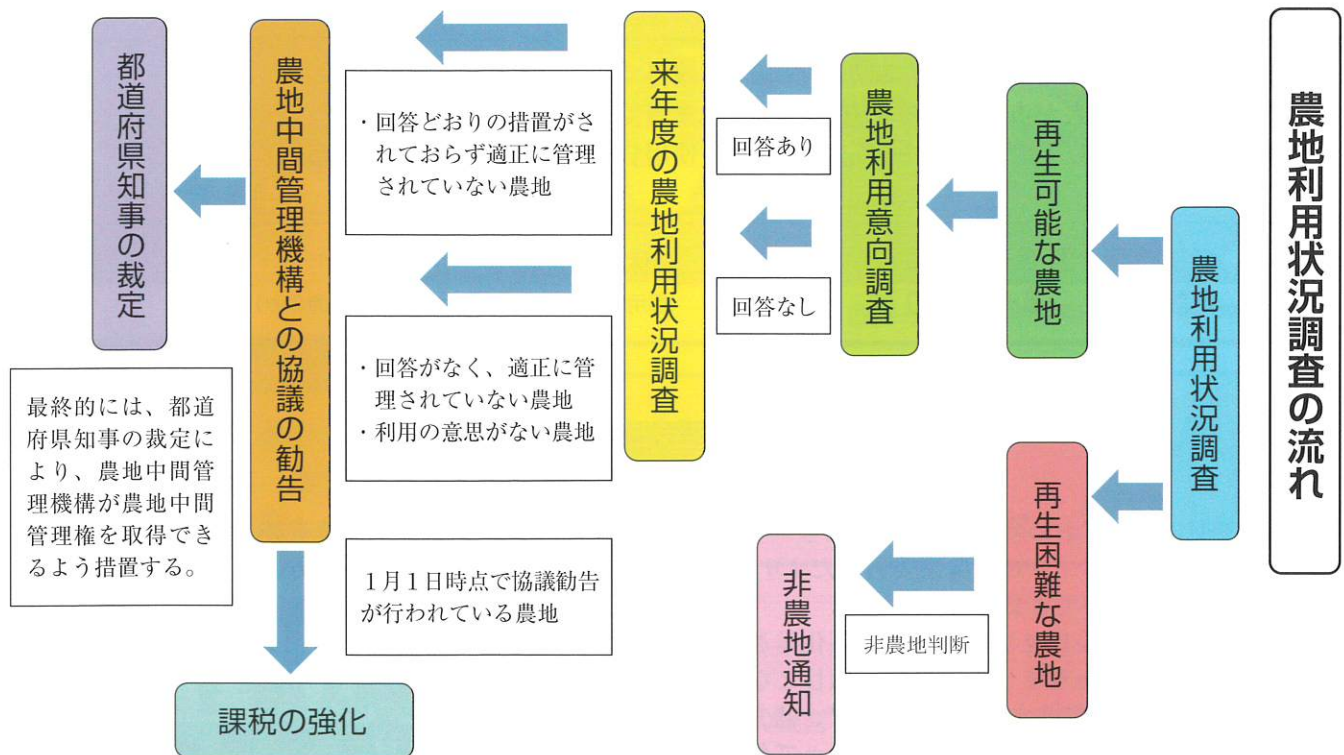
『地域の農地利用の確認』『遊休農地の実態把握と発生防止・解消』『違反転用発生防止・早期発見』など、管内農地の状況を把握し、農地利用の最適化を推進していくことを主な目的として、各地区の農業委員・推進委員が調査を行っています。

## 農地利用意向調査とは

農地利用状況調査により判明した遊休農地（雑草が繁茂している等、荒れているが利用可能な農地）について、所有者に対して今後の利用の意向を確認する調査です。

『農地中間管理機構を利用する』『自ら賃貸借・売却する相手を探す』『自ら耕作する』などの意向を確認し、遊休農地の発生防止や解消及び農地の有効利用の促進を図ることを目的として、対象者へ直接調査票を送付し調査を行っています。

本調査が届いている場合で、まだ回答されていない方や回答内容どおりの措置をなされていない方（農地中間管理機構を利用すると回答された方以外）は、速やかに対応いただくようお願いいたします。



☆遊休農地は、火災や病害虫の発生原因となり、隣接の住民や農地へ悪影響を及ぼしますので、除草、病害虫駆除等、農地の適正な管理をお願いします。

☆農地の貸付等を希望される場合は、各地区農業委員・推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。

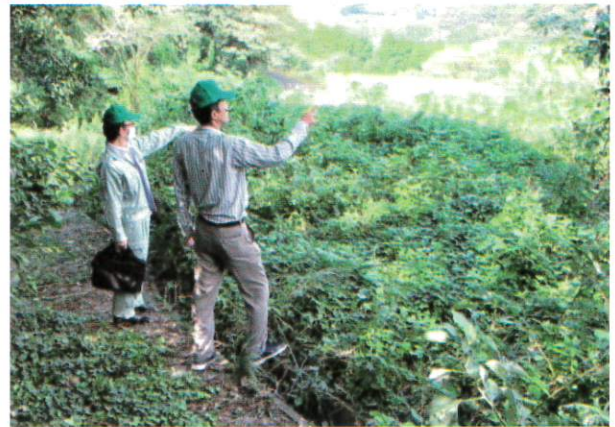


●農地パトロール（農地利用状況調査）を実施しています。

農地パトロールでは、下記の内容を確認しています。

- ①地域の農地利用の確認
- ②遊休農地の実態把握と発生防止・解消
- ③違反転用発生防止・早期発見

遊休農地及び遊休農地の恐れがある農地の把握などについては、主に5～8月に確認しています。調査にあたり、農地内に立ち入らせていただいたり、お話を伺ったりする場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



★佐世保市農業委員会ホームページをご覧になりませんか。

佐世保市農業委員会

検索

<https://www.city.sasebo.lg.jp/jigyosha/noringyo/inkai/index.html>

農業委員会では下記の内容等をホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

- ・農業委員会の目標と活動計画
- ・農業委員会総会日程、議事録
- ・農業委員会の概要
- ・各種申請、届出様式
- ・具体的な事業紹介（農地の賃借料情報等）
- ・農業委員会のお知らせ（過去の農業委員会だより等）

◆主な補助金等 詳しくは農業委員会までお尋ねください。

<認定農業者農地集積助成金（市）>

- 【土地要件】 対象農地が市内に存在し、市街化区域外であること
- 【人的要件】 借受人が市内に住所を有する認定農業者であること
- 【賃借期間】 5年以上の賃借権を設定すること（使用貸借、所有権移転は含まない）

[初年度のみ交付]

基本	新規設定 1万2千円/10㍖ 再設定 6千円/10㍖	加算	遊休農地加算 6千円/10㍖ （農用地区域内であること、新規設定時のみ）
----	-------------------------------	----	---

編集後記

新年明けましておめでとうございます。  
ここに、第23号「させば農業委員会だより」をお届けすることができました。

昨年は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選の年でありました。私は2期目となりますが、まだまだ勉強することばかりで、諸先輩方等にご指導いただきながら業務を行っております。本当に責任ある業務だと感じております。

農家の皆様におかれましては、農地や農業者年金等でご不明な点がございましたら、地域の農業委員、農地利用最適化推進委員又は事務局にお気軽にご相談ください。

最後になりましたが、農業委員会だよりの取材にご協力いただいた皆様方に、心からお礼申し上げます。（広報班班長 原和文）

